$\Xi$ 右 是故丈夫不織而衣、婦人不耕而食、男女質功以長生、

[同右] 民農則樸、 樸則易用、 易用則邊境安、 主位母

> (三四) 農黄帝、 而後能入說。 修務訓]世俗之人、多尊古而賤今。故爲道者、必託之於神

## 法の構造に見える韓非の思惟に就いて

想とが、見出だされるが、韓非の法思想は、法實證主義の色彩を濃厚 中國先秦時代にあつては、法思想に、自然法思想と、法實證主義思 その根柢は、自然法論の範疇に入るものと言わねばなら

て、政治上の權力に依つて左右されたり、あるいは、人間生活の不合理性に 定法、國家制定法一のみを法とする傾向を、法質證主義とする。これに對し 於けるそれを指すのである。 學を以て、本旨とする。本稿に於て、單に自然法と言う場合は、この殿義に るが、道德・宗教・經濟等は、廣義に於ては、箆證主義に對立し、法形而上 を價値理念とし、それ等を以て、實定法を批判・變革する基礎としたのであ 法と言う。自然法論に於ては、遠くギリシャの造化主義、主他主義のそれよ 法―即ち、自然法―を以て實定法論に對する評價の規準とする理論を、自然 依つて歪められたりした現實法の彼岸に見出だされる、天理自然に悲ずく理 り、第二十世紀の新自然法論に至るまで、時に道德、時に宗教、時に經濟等 [註] 從來、法哲學に於ては、經驗的實在形式を備える法律現象—即ち、 實

ととる、

戦國末世相の影響のもとに生ずる法思想とは、夫々、特異性を帶びる 出だした中國古代人の傳統精神と、國の內外、力に競い、 の混然たる影響が、 多分に、法質證主義の傾向を誘う。韓非の思惟にあつては、この兩者 可能性を持つ。前者は、必然的に自然法の色彩を濃厚にし、後者は、 蓋し、自然に對し、線敬と驚長の念を抱き、自然の中に生命の源を見 かれ特有の思惟となり、 不知不識の中に、 かつ、 中國法家の特殊性を生みだすに至 相融和せる理念を形成し、それ 優勝劣敗の

> の説に依れば、又、自然法主義の範疇から、決別すると斷言し得ぬ 的客觀化、換言すれば、單なる成文法主義でもないのである。[註(3) 韓非子の法の思想は……、商鞅の主張した單なる規制の公開的、 れかと疑われるも、同じく田中博士の説(註2)、および、根本氏の、「… 事を知り得る。」(註1)の説に依れば、一見、韓非は、法實證主義のそ **屬するものとすれば、前者は、法實證主義のそれに屬せしむべきなる** 儒家のそれと比較對照せしむる時に、後者が、自然法的觀念の範疇に つたのではなかろうか。卽ち、田中博士の「我々が、法家の法律觀を との間の事情を物語るものではなかろうか。 形 夫

以て、その論究を試みんとするものである。 本論文は、韓非の、 かれの政治理論を最も代表する法と、その構造の特質とを採り、 ひいては、中國政治思想の特質を把握せんとし

一、法の構造に見える韓非の法の特徴

ことである。たとえば、 は、この兩規範の結合に當り、兩者が機械的結合をなしているという 態を有するものに外ならない。が特に、韓非の法に於て注意すべこと られているところであるが(註4)、韓非等の説く法も、勿論、この形 法の構造が、行爲規範と刑規範との結合であることは、從來、論

昔、韓の昭侯が醉臥した時、 ると知ると、典衣者と典證者とを罰した。(韓非子二柄 けた。昭侯は覺めて喜んだが、やがて、 典冠者は、寒を憂い、 衣をかけた者が典冠者であ 君の身に衣をか

鄴の太守に新任した梁車を、 足を斬つた。(同右外儲說左下) は閉つていたので、垣を越えて入つた。梁車は、 かれの姉が訪問したところ、夕暮 法に從つて、 姉の門

の見解を示しておられる。(註5) 所に見え、 0 如く、刑規範は規定のままに施行されるのである。 田中博士も亦、この韓非の法の機械的結合に關して、 かかる例は、 同樣 各

n るもの、たとえば、 との韓非の法思想は、 法家以外のような、 いわゆる情狀酌量の 行わ

流罪の法を用い、肉刑である五刑を猶豫した。 (尙書舜典)

を定める。 罪の事實の重刑に拘わらず、その情の善惡を考慮して、 (同右呂刑) 刑の輕重

判斷し、愼重に、刑の輕重、 Fi. 刑の訴訟を裁判する時は、必ず、父子の親、 善悪の淺深を明かにする。 君臣の義に基ずいて、 (禮記王制)

ものであろう。(韓非子有度、外艦説右下等參照。これと對蹠的なものとし て、論語爲政、荀子王制等參照 見出だされ、從つて、その法に人智の容喙を許さぬところに起因する とは、著しく異るものである。 韓非の法に於て、かく結合する所以は、その實定法のみに絕對性が

1. 儒家の説で見えるようまする。い君主の權威とに就て考察する。 然法と、一見、韓非の思惟と同じかと思われて、實はこれと相容れな 思想に於て、否定される主なものとして、 して、根柢にあるものは、如何なるものであろうか。 二、韓非の法思想に於て、否定されるべき根柢のもの 然らば、韓非の法理論に於て、 その實定法に絕對性を與えるものと 儒家の説に見えるような自 先ず、韓非の法

儒家の説に見えるような自然法の否定

だされるのであるが、職つて、儒家の説を見ると、また、 般に、ギリシャ以來の自然法論に於ては、 い。儒家に於ては、行爲の規範として、禮 仁義等を説くも、それを 道徳の要素が廣 道徳の要素 く見出

> と言われるのも、 自然法則と人間社會の道德との、 る道德であり、……。」(註6) **權威
> ずける
> ものは、
> 言うまで
> もなく、
> 先王の道であり、** 然るに、韓非に於ては、 天と結合した倫理道德の理念である。西博士が、「禮とそ完全な 皆、この點を指していると思われるのである。 と言われ、田中博士が、「禮に於て、 混然たる調和が存在する。」(註7) 更に 基ずけれ

b 併し、夕暮に、必ず、 歸宅して食を採るのは、「 塵飯塗蘂」は、 質 幼兒の遊びは、塵を飯とし、泥土を吸物とし、木片を切肉とする。 際の食事に役立たぬ故である。同様に、……、先王の仁義を論じて 國を治め得ないのは、空論で、役立たぬ故である。

(韓非子外儲說左上、この外、五蠹、顯學等參照)

2. 0 人間の内部的理性に基ずく道德的自然法の否定を意味するのである。 如く、 君主の權威の否定 禮・仁義等の否定をなすのである。それは、畢竟、 の如き

法に關して、 ものは、「君主の權威」と見るべきであろうか。 然らば、 韓非の法思想は、 法實證主義の範疇に屬して、 梁啓超氏は、 その根 法家の立 柢 0

問すれば、やはり、君主と答えるだけである。 と言う。こと力説する。 き、一を力說し、人君は、一法を棄てて、好んで私的行動をするのを亂 等は言うまでもなく、 法家の最大欠點は、 立法權の本源が明らかでないととである。 では、 君主は、「法儀を設けてみずから治め正すべ 法はどこから生じ、 (註8) 誰が設けるかと質 か

と言われ、田中博士も、

の政治的權威にのみ懸る。 實定法が、 自然法に基礎を求めざる限り、 其の権威 は、 唯 だ 君主

立法の規準が、 子におけるが如く、天志にも求めら、法の規準が、孔子におけるが如く、 叉は、 君主の私意に委せられる事になる。(註9) 天志にも求められずとするにおいて 古の 聖賢にもおか n 民衆

も私を行つてはならぬのであり、又、ある。が、併しながら、右の梁氏の説に見える如く、法家では、君主あり、强いて言うなら、あるいは、「君主の權威」かとも見られるのでとのべておられる。これに依れば、法家の法の本源は、一見、曖昧で

(韓非子外艦說右下)

されていると思う。 は、君主の意志以上の理念の存することを、示唆は、君主の意志以上の理念の存することを、示唆は、君主の意志以上の理念の存することが考えられる。根本氏が、は、君主の意志以上の理念の存することが考えられる。根本氏が、等の文よりする時は、法は君主の上位に位置するものである。そこに

主義とも、斷言出來ないのである。
法思想は、儒家的自然法主義でもなく、さりとて、商鞅の如き法實證ものとしては、否定されねばならないのであるから、從つて、かれの有の如く、儒家の先王の道は勿論、君主の權威說も、韓非の根柢の

權威を根柢と認めるならば、その實定法には、人智人為の介入の余地があ(若し、假に、人間の內部的理性に基ずく道德的自然法、あるいは、君主の

三、韓非の法思想の根柢にある理念

夏の時代に、上古の如く、樹上に居を設け、火打石を使えば、鯀・立場、乃至は、申不害に示される韓傳統の思想の影響等に依つて、深刻さに接し、叉特に、韓の列國に於ける地位、かれの國內に於けると、かれは、妻子をも信賴出來ず、人は利害打算にのみ生きる現實の先ず、かれの歷史觀、 および、 それと政治理論との關連を眺める

た。勿論、兎は得られず、 鬼が切株に當り即死したのを見て、<br /> を讃美すれば、必ず、 をすれば、湯・武の笑を招く。 禹の笑を招き、 王の政で、當今を治めようとするのは、皆、この守株の類である。 (韓非子五鑑) 殷・周の時代に、 新聖の笑を招く。……。昔、宋の一農夫は、 かれは、笑いものになつた。同様に、先 同樣 耕を止め、その株を見守つてい K ・禹の如く、 現代に、 瀆を決して、 売·舜·禹等の道

韓非は更に、とれと共に變らざるを得ないと觀念する立場に立つ。これに依つて、の如く、社會は「時」と共に變遷するものであり、從つて、政治も亦、の如く、社會は「時」と共に變遷するものであり、從つて、政治も亦、上古は道德を、中世は智謀を、當今は氣力を、競い爭う。(同右)

世」と宜しきを得れば、成果がある。(韓非子心度)ある。法は「時代」にかなつて變れば治まり、治まることのみが法でめ得ない。故に、治民に常法はない。ただ、治まることのみが法で法を施行せんとしながら、舊法の改正を躊躇すれば、民は亂れて治

る。(同右五鑑)
聖人は、古に則るととを考えず、「世情」を論じて、その對策を講ず

治政や爲す立場と岢蹠的な性格を示している。)見えるような、古今不變遷なりとする思想に基ずき、一成不變の道を持して、見えるような、古今不變遷なりとする思想に基ずき、一成不變の道を持して、特質を示すに 至つたの である。(これは、たとえば、荀子の不苟・非相等にの如く、移り變る俗に從うことを强調し、そこに、かれの政治理論の聖人は、……、「一世俗」に從つて政を行う。(同右)

等に見える、然素挿心との闘連は如何なるものであろうか。蓋し、左の詩歌・俗話然崇拜心との闘連は如何、又その闘連に於て生ずる政治思潮と、それに伴う目との闘連は如何、又その闘連に於て生ずる政治思潮と、それに伴う自然らば、躓く、中國先秦時代の政治思想に於て、この「俗」と政治

りなまけて、道にはずれることは致すまい。(詩經大雅假樂)先王の法に依り從おう。氣ままな行爲で誤まることは致すまい。怠

滄狼の水が清めば、わが纓を洗おう。 濁れば、 わが足を洗おう。

くより存していたのである。即ち、 と關連して、政治に於ても、不變の道を持して、世を化する形式と、 の如く、 俗」に従い、變法を以て政を爲す形式とは政治上の二面として、古 一時一の宜しきに適合せんとする思想との二面が存在していた。それ 周あるいは、それ以前の人々には、一定の道に則る思想と、 れに從おう。凡そ 世に不變のものはない。(楚辭離醫) (孟子離婁上)

た。早い理由として、「君臣の禮を簡單にし、「世俗」に從つて政を行 ある。」とのべた。太公室も亦、齊に赴任したが、五ヶ月で報告し 魯公伯禽は、魯に赴任し、三年後、周公に、その報告を行つた。 つた故である。」とのべた。(史記魯周公世家)(齊太公世も參照 い理由として『世俗』を變じ、禮制を改め、三年の喪を行つた故で 遲

意味するものである。又、これは、先秦政治思想史に於ける二潮流と たものである。而して、この二つの流れは、左に見える、 も言えるものであり、王道・覇道の差異を招來する主要原因ともなつ 如き例は、齊・魯の始に當つて、この二形式の萠芽の存せるととを

けである。」と答えた。(左傳昭六)(昭二九の晋國の例も参照 返書して、「……、自分は、ただ、 情を論議して裁決したのであり、前以て、刑法を固定したことはな 鄭國で刑書を鼎に鑄付けた。その時、叔向は、鄭子産に書を送り、 い。……、君の死後は、鄭は滅亡するであろう。」とのべた。子産は 刑蓄の話を聞き失望した。古の望王は、犯罪に對しては、 一は、古の道を墨守する立場と、一は、「俗情」に從ら立場と 現在の鄭を救わんとしているだ その事

潮流と相關連しながら發生展開したのである。その「化俗」の立場を の對立を示しつつ、後世に及んだのであり、戦國の諸學說は、との二

飲述の信家の説に代表され、「從俗」のそれは、韓非等の 代表されているのである。今、「從俗」の例をあげれば、

> 韓非子の例、 (前掲の心度・五鑑)

「俗」と共に變化するにある。 國を治める方針は、 古代を慕わず、 (管子正世) 今時 のことにとだわらず、

る。(同右白心) 變化に從つて、萬事を判斷處理し、「時」の流れを知つて、 法度を作

慣到は、……、「 俗」に從う。 (荀子非十二子

0 如きものである。

見られるのである。 以來の傳統的自然信仰と相影響し、以て、 かかる「俗」を中心とせる政治形式・政治思潮は、また、 夫々の理念を生み出したと t|a

等は、 理を求めんとするに至るまでの過程を示すものであろう。 到の如く、麋知去己し、自然の支配に任ぜんとする思想(莊子天下) 等に見える。)あるいは、老子に於ける「道」・「自然」の思想、 の轉移の思想、(管子の幼官・四時、その他、呂覽の十二紀、禮配の月令 のことであり、叉、「從俗」の立場に於ても、四時の變化と政治方針と この故に、「化俗」の儒家に於て、 韓非が「從俗」の政治思潮と自然信仰との兩署結合に、その原 その原理を天に求めるのは、 また愼 -(18)-

に稱うべきを論するのは、前述の如きであり、而も、かれは、そのの恩惟に於てであろう。即ち、かれの政治理論が、「俗」に從い、「時」 故に、かれは、その思惟を成文化し、 言すれば、自然理法ーたる「道」を論じ、以て、質定法の面に、 て、「從俗」。「稱時」を強調し、 「時」・「俗」は、また、原理―「道」―と不可分離の關係にあるとし 先秦政治思想に於て, 「從俗」の政治思潮と自然信仰 そとに生ずる法は、 以上の如き政治思潮の萠芽・展開の經過を經 原理と一致したものと考えるのである。 前述の如きであり、而も、 加らるに、萬物流轉推移の原理 ―の結合を明らかにしたのは、 かれは、 その 聯非 网省 一換

と共に變化するが故に、一定のものではない。……。聖人は、この と。……。「道」は、相犯すことのない萬物の理を支配して、萬物 るものである。故に、 "道』は萬物の理を支配するものであ る。こ

「道」の實情は、定制なく、常形なく、柔弱で「時」に從い、 道」に則つて、制度文物を作る。(韓非子解老) 變化

する萬物の理と相應ずるものである。(同右)

くする。(同石揚權) 道」は、……、「自然」に從い、一定不變でなく、「時」と宜し

乃至、萬物流轉推移の原理――と、斷定されるのである。思惟の根柢理念――は、自然信仰に基ずく「道」――即ち、宇宙理法、 する。されば、その法は常に、、宇宙の自然理法と、直ちに合致して) 絶對性を帶びるが故に、人智を以て、損益し得ぬ性質のものである。 と共に變化し、聖人は、これに則つて、文章・法制を作るのであると の如く、萬物(又は、萬物の理)を統理するところの「道」は、「時」 との故に、 韓非の法思想の根柢にある理念― -換言すれば、かれの

規範性を見出だしたのである。が、次いで分れて、一は、自然法則に 法則即理念と視じた結果、 中國古代人の心は、そのまま、自然信仰心と化し、自然法則に人生の 人間內部理性に基ずく倫理的道德的規範を關連させた結果、古代聖王 跡に、不變の理念を見出だし、一は、自然信仰そのままに、 思うに、自然の神秘に驚畏の心を生じ、自然の力に崇敬の念を抱いた 萬物流轉の相に原理を見出だすようになつ 純自然

> ずいていると斷言し得るのである。 發したものである故、この兩者に基盤をおく限り、全て、自然法に基 るが故に、大多數の戰國諸子の思惟にして、この兩理念のいずれかに、 後者は、「從俗」の立場の理念となつた。これは先秦政治思想の基調な た。との兩理 根柢をおかぬものはない、この兩者は、もともと、同じく自然法則に 念は、やが て又、前渚は、「化俗」の立場の理念となり、

**b**, 從つて叉、その實定法に自然法がそなわつていることにもなる。 いる。との點に立てばこそ、かれの法思想は、儒家的自然法とも相異會狀勢と、發達せる諸思想との影響もあつて、その色彩を顯著にして 理論が成立するのである。(一九五〇、六、一七、稿) に又、法の構造に機械的結合がなされると言う中國政治思想獨特の法 韓非の思惟は、後者、即ち「從俗」の範疇にあるもので、特に、 法實證主義とも決別し、かれの實定法に絕對性があるのである。 ک

()田中耕太郎氏著「法家の法實證主義」 一七·一八頁 七九頁

(F) 至 (=)

五八・七〇頁 一八八百

一二九頁

= 五 (10)

3 小糸夏次郎氏著「醴の意義とその構造」、西晋一郎氏著「醴の意義とその構造」、 内外の諸法哲學書 法の構造論

梁啓超氏著「先秦政治思想史」

四八頁 一七頁

されるならば、 國音韻學に於いて音形の復原が缩極の目的であると云う前提が許 吾々音韻を取り扱うものにとつては、 カ 1 ル ブ レン氏

序

略韻

聲

母:

特

特に上野圖書館本を中心として一